

大阪市災害廃棄物処理基本計画
〔第 1 版改訂版〕

大阪市環境局
令和 7 年 3 月

目 次

1	総論	3
(1)	計画の目的	3
(2)	計画策定の背景	4
(3)	市・市民・事業者の役割	4
(4)	想定する災害とその被害の概要	5
(5)	災害時に発生する廃棄物・災害時避難所の開設	7
(6)	計画の対象とする業務	9
(7)	時間軸を見据えた対応	10
(8)	道路状況	13
2	災害廃棄物処理に関する方針	14
(1)	共通事項	14
ア	災害廃棄物処理の基本方針	14
イ	組織体制等	15
ウ	役割分担	17
エ	協力・支援要請	17
オ	受援体制の検討	18
カ	安定したごみ収集体制の確保	18
(2)	情報収集・連絡調整・広報	19
ア	関係各署との連携	19
イ	支援の要請	19
ウ	住民等への広報	19
(3)	生活ごみ・粗大ごみ（片付けごみ）の処理	20
ア	基本方針	20
イ	生活ごみ・粗大ごみ（片付けごみ）の発生量見込	21
ウ	生活ごみ・粗大ごみ（片付けごみ）の処理計画	22
(4)	排出禁止物の処理	22
ア	排出禁止物の範囲	22
イ	排出禁止物の処理方針	23
ウ	適正処理困難物の処理	23
(5)	ふれあい収集	24
ア	基本方針	24
イ	実施計画	24
(6)	仮設トイレ等の設置・し尿の処理	25
ア	仮設トイレ等の設置	25
イ	し尿の処理	25
(7)	災害廃棄物（片付けごみ・建物解体等に伴うもの）の処理	26

ア	基本方針	26
イ	仮置場の選定及び設置条件、管理運営	26
ウ	災害廃棄物発生量の積算	27
エ	仮置場の必要面積	28
オ	災害廃棄物の処理	28
3	計画の見直し	31

【参考資料】

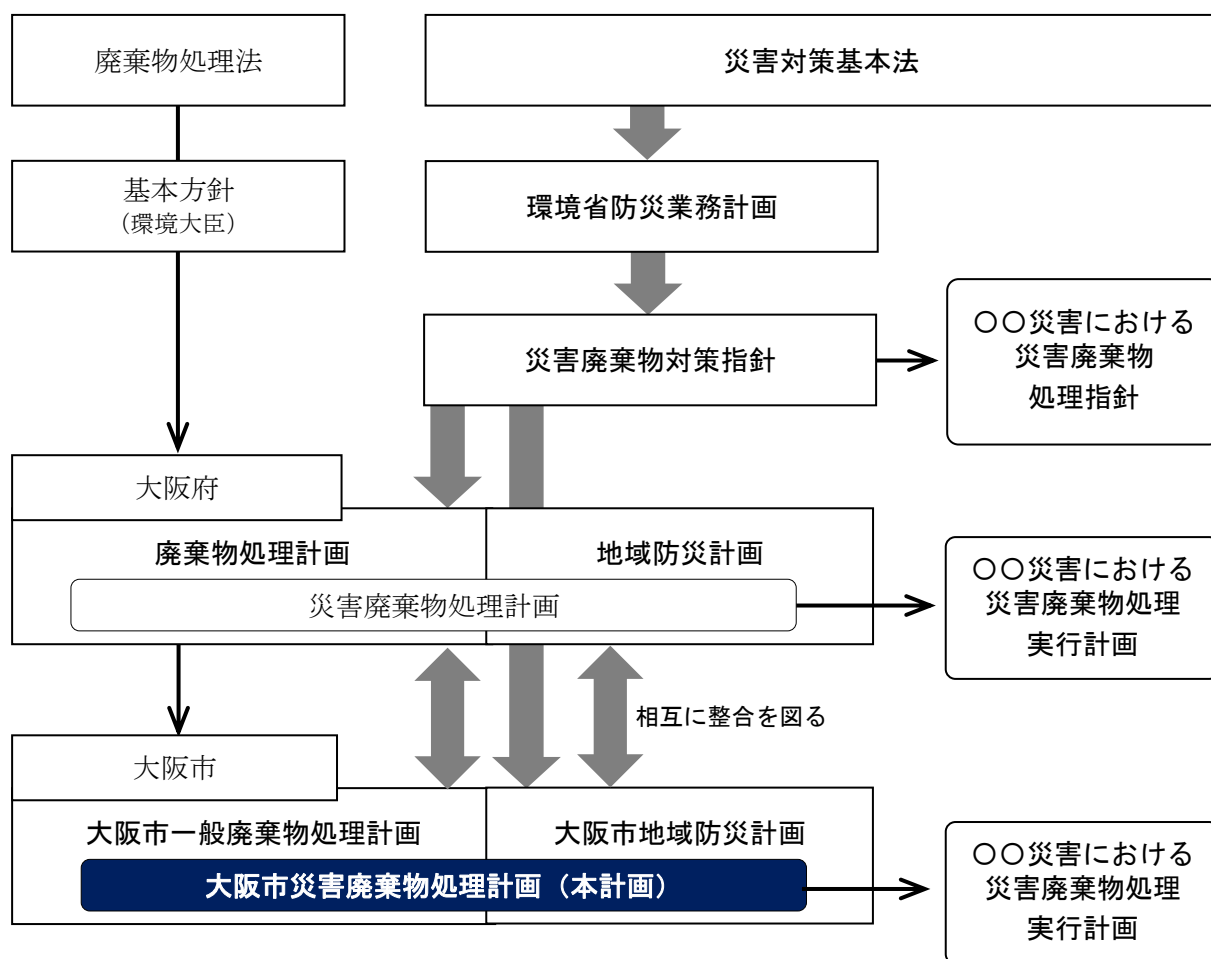
- ・ 参考 1－1：東日本大震災における災害廃棄物及び津波堆積物の処分状況
 - 1－2：東日本大震災における災害廃棄物由来の再生資材を活用している主な公共事業
 - 1－3：阪神淡路大震災における神戸市の災害廃棄物処分量
- ・ 参考 2：災害廃棄物発生量の見込み
- ・ 参考 3：仮置場の必要面積

1 総論

(1) 計画の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針に基づき策定する計画で、大阪市域での大規模災害（地震・津波・風水害等）発生時における災害廃棄物¹の処理について、災害廃棄物の種類や発生量を積算するとともに、あらかじめその処理の方針を示すことにより、適正かつ円滑・迅速な処理に資することを目的とする

【計画の位置付け²】



¹ 災害廃棄物とは、自然災害に直接起因して発生する廃棄物のうち、生活環境保全上の支障へ対処するため、市区町村等がその処理を実施するものをいう。一般廃棄物に分類される。

² 指針参照

(2) 計画策定の背景

ア 過去の災害による災害廃棄物発生量

大規模災害では大量の災害廃棄物が発生し、処理に長期を要する。

災害名	災害廃棄物発生量	処理期間
阪神淡路大震災（平成 7 年）	1,450 万トン	約 3 年
東日本大震災（平成 23 年）	3,100 万トン （津波堆積物 1,100 万トン含む）	約 3 年 （福島県除く）
熊本地震（平成 28 年）〔熊本県〕	311 万トン	約 2 年
平成 30 年 7 月豪雨〔岡山県、広島県〕	160 万トン	約 2 年

出典：環境省「災害廃棄物対策指針」【技 14-2】



環境省では、市町村に対して、「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、地域防災計画³と整合をとりながら「災害廃棄物処理計画」を策定し、平時からの備えを求めている。

イ 災害廃棄物対策に関する国の考え方

○災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月 環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）

災害廃棄物対策指針は、地方公共団体が災害時における廃棄物処理を適正かつ円滑・迅速に行うための災害廃棄物対策に関する基本的な考え方を示すとともに、地方公共団体が災害廃棄物処理計画を策定又は見直しを実施するに当たっての基本的事項をとりまとめたもの。

(3) 市・市民・事業者の役割

本市・市民・事業者は災害廃棄物の処理のため、平時や災害時において次の役割を果たすものとする。

ア 市の役割

- ・災害廃棄物処理の意識や知見を高めるため研修や訓練を行う。
- ・近隣自治体や事業者、関係団体との連携を密にし、相互応援体制を強固なものにする。
- ・発災時のごみの排出に係る市民啓発等について平時から検討し、発災時は迅速に対応す

³ 大阪市地域防災計画〔対策編〕においても災害廃棄物の処理を迅速かつ適切に行い、被災地域の環境整備を図ることが記されている。

る。

- ・発災時には本計画に基づき災害廃棄物を迅速かつ適正に処理する。

イ 市民の役割

- ・災害時においても平時と同様のごみの分別を行い、リサイクルの推進に努める。
- ・ごみの排出にあたっては、ルールを守り、衛生面に配慮する。
- ・各家庭において住宅の耐震化、家具の固定化などを行い、地震による家屋の損壊、家具の破損の防止に努める。

ウ 事業者の役割

- ・本市が行う災害廃棄物の処理について必要な協力を行う。
- ・災害時における廃棄物処理の周知に協力する。
- ・自己処理を行うにあたっては、適正に処理するとともに再資源化に努める。

(4) 想定する災害とその被害の概要

ア 想定する災害

(7) 地震

本市域に影響を与える地震には、「内陸（地殻内）地震＝直下型地震」と「プレート間（海溝型）地震」の2つのタイプが想定されており、これら2つのタイプの地震のうち、最も大きな被害が想定されている地震「上町断層帯地震」と「南海トラフ巨大地震」を前提に計画を策定する。

(4) 水害

本市域内には、淀川、大和川をはじめとする様々な河川があるが、その中でも特に氾濫した場合に本市への影響が大きい淀川及び大和川の氾濫を前提に計画を策定する。なお、想定する水害の規模は、淀川は想定最大規模⁴、大和川は想定最大規模と計画規模⁵とする（淀川は計画規模の水害では本市に影響なし）。

⁴ 「想定最大規模」とは、当該河川に過去に降った雨だけでなく、近隣の河川に降った雨が、当該河川でも同じように発生するという考えに基づき、国において、日本を降雨の特性が似ている15の地域に分け、それぞれの地域において過去に観測された最大の降雨量により設定したもの。大阪府では各河川において想定最大規模降雨が年超過確率 1/1000 以下に設定されている（年超過確率 1/1000 とは、1年の間に1回発生する確率が 1/1,000（0.1%）の降雨のこと（1,000年に1度発生するという意味ではない））。

⁵ 「計画規模」とは、「河川整備の目標とする降雨」のことで、河川の流域の大きさや災害の発生の状況などを考慮して定めるものとされており、大阪府内の河川では、概ね年超過確率 1/100 に設定されている。

イ 想定する被害

(7) 地震

○市全域（出典：「大阪市地域防災計画」〔共通編〕）

項目			上町断層帯地震	南海トラフ巨大地震
地震規模（マグニチュード）			7.5～7.8	9.0～9.1
震度			5 強～7	5 強～6 弱
建物被害		全壊棟数	166,800	78,900
		木造	145,700	71,100
		非木造	21,100	7,800
		半壊棟数	109,900	217,100
		木造	82,200	164,900
		非木造	27,700	52,200
火災	炎上 出火	1 日	325 件	－
		1 時間	162 件	－
	残火災		6 件	－
ライフライン被害	電力	停電率（停電件数）	約 64％（約 983 千軒）	約 49％（約 720 千軒）
		復旧期間	約 1 週間	約 1 週間
	ガス	ガス供給停止率 （供給停止戸数）	約 81％ （1,195 千戸）	約 53％ （約 704 千戸）
		復旧期間	約 2～3 カ月	約 1 カ月
	水道	水道断水率（断水人口）	約 77％（2,075 千人）	約 51％（約 1,400 千人）
		復旧期間	約 1 カ月	約 40 日後
	下水道	下水道機能支障率 （機能支障人口）	－	約 5.4％ （144 千人）
		復旧期間	－	約 1 週間
	電話	固定電話不通率 （不通契約件数）	約 13％ （約 525 千回線）	約 48％ （約 533 万回線）
		復旧期間	約 2 週間	約 1 カ月
人的 被害	死者		8,500 人	119,600 人
	負傷者		41,000 人	53,600 人
避難所生活者			343,500 人	821,200 人

○被害想定（出典：大阪市ホームページ）

災害	建物棟数	死者数	全壊	半壊
上町断層帯地震（H18 年度想定） ⁶	506,392	8,463	166,802	109,852
南海トラフ巨大地震（H25 年度想定） ⁷	543,858	119,565	78,921	217,137

※南海トラフ巨大地震の死者数は「早期避難率低」の場合を記載したもの。

※南海トラフ巨大地震の建物被害（全半壊棟数）は、建物棟数に対して5つの被害想定毎の建物被害（揺れ、液状化、津波、急傾斜地崩落、地震火災）を累計したもの。

(4) 水害

○被害想定⁸

大和川・計画規模		大和川・想定最大規模		淀川・想定最大規模	
全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
11,985	62,308	51,401	83,633	82,527	56,968

(5) 災害時に発生する廃棄物・災害時避難所の開設

災害時に発生する廃棄物には、次のものがある。

生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ
し尿	仮設トイレ等から汲み取ったし尿
災害廃棄物	災害廃棄物は、市民が自宅内の被災したものを片付け排出する「片付けごみ」と、損壊家屋等の撤去等に伴い排出される廃棄物で、次のようなもの。 ○木くず 柱・梁・壁材などの廃木材、水害または津波などによる流木など ○コンクリートがら等 コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど ○金属くず 鉄骨や鉄筋、アルミ材など ○可燃物 繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物 ○不燃物

⁶ 上町断層帯地震による各区の被害想定

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000011949.html>

⁷ 南海トラフ巨大地震による各区の被害想定

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000011949.html>

⁸ 環境省近畿地方環境事務所「令和5年度大規模災害発生時における近畿ブロック災害廃棄物対策調査検討業務府県及び市町村等の災害廃棄物処理における実効性確保に向けた業務」において算出

災害廃棄物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在した概ね不燃性の廃棄物 ○腐敗性廃棄物 豊や被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など ○津波堆積物 海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの ○廃家電 被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号。以下「家電リサイクル法」という。）により処理を行う。 ○廃自動車等 災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原動機付自転車 ※リサイクル可能なものは使用済自動車の再資源化等に関する法律⁹（平成 14 年法律第 87 号）や二輪車リサイクルシステム¹⁰により処理を行う。 ○廃船舶 災害により被害を受け使用できなくなった船舶 ○有害廃棄物 石綿含有廃棄物、P C B、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・C C A¹¹、テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類等 ○その他、適正処理困難物 消火器、ボンベ類などの危険物等
-------	---

○災害時避難所（約 560 か所）

災害時避難所は、主に学校等が予定されている。災害時避難所の開設数・避難者数に応じて、災害時避難所から排出されるごみ・し尿の収集ルート等を考慮する。

⁹ 自動車リサイクル法と略されることがある

¹⁰ <https://www.jarc.or.jp/motorcycle/>

¹¹ 「CCA」とは、木材の腐敗、防蟻を目的として、クロム・銅・ヒ素化合物系木材防腐剤を木材内部に加圧注入処理したもの

(6) 計画の対象とする業務

本計画で対象とする業務は、本市が行う災害廃棄物の収集運搬、処理及びそれに関する一連の業務とする。

①収集・運搬（仮置場、中間処理施設）

②再資源化（リサイクルを含む）

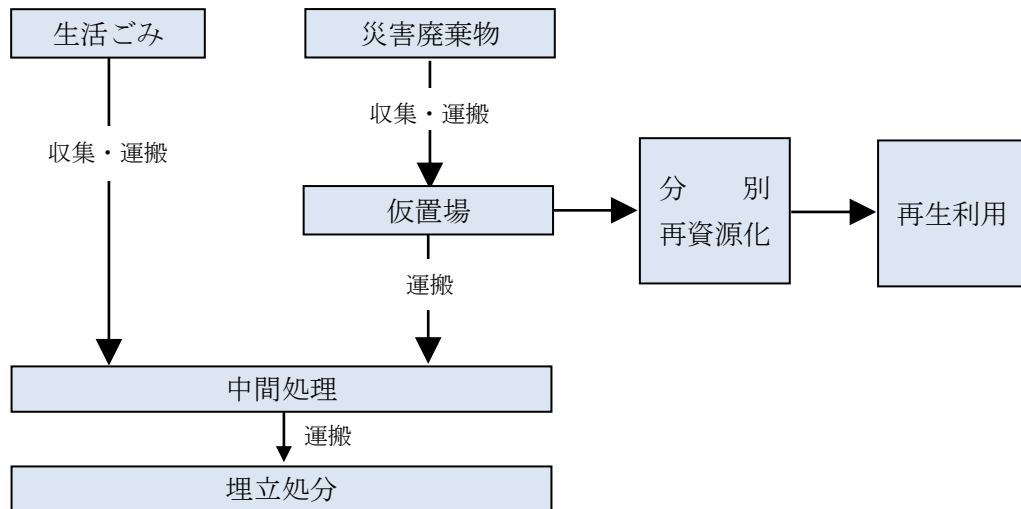
（中間処理（破碎、焼却等）・最終処分は本市も構成団体である大阪広域環境施設組合（以下「環境施設組合」という。）で実施）

③二次災害（災害廃棄物の飛散、ハエなどの害虫の発生、発生ガスによる火災など）の防止

④進捗管理

⑤市民等への周知・啓発・広報

【生活ごみ・災害廃棄物の処理の基本的な流れ】



(7) 時間軸を見据えた対応

災害廃棄物の処理にあたっては、次の時期区分の特徴を踏まえた対応を進めることとする。

時期区分	時間の目安	時期区分の特徴
初動期	数日間	人命救助が優先される時期（被害状況の把握・確認、必要資機材の確保、生活ごみ収集作業計画の策定等）
応急対応（前半）	発災後 3 日以内 ～ 3 週間程度	避難所生活が本格化する時期（体制の整備、公衆衛生確保、道路啓開、生活ごみの収集再開、優先的に処理が必要な災害廃棄物の処理、災害廃棄物処理実行計画 ¹² の策定等）
応急対応（後半）	～ 3 か月程度	人や物の流れが回復する時期（片付けごみの収集開始、災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備）
復旧・復興	～ 3 年程度	避難所生活が終了する時期（一般廃棄物の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理）

ア 災害廃棄物の具体的な処理スケジュール

発災後の時間経過に応じて必要な対応を次に示す。

(7) 発生直後（初動期）

項 目		業 務 内 容
災害発生直後（初動期・一部応急対策時含む）	1. 被害状況の把握	①来庁者・職員の安全確保 ②職員・施設・車両・委託業者・許可業者の状況（人員・機材） ③収集・運搬ルート of 状況
	2. 被災状況に応じた緊急措置	①通常収集作業等の一時停止 ②処理施設への一時的な搬入規制
	3. 情報収集・関係先への連絡 生活ごみ収集作業計画などの策定	①被災状況の情報整理・分析、避難所の開設状況 ②関係機関・関係団体等への連絡、情報交換・収集（環境施設組合の被害状況・受入能力、道路被害の状況を含む） ③災害廃棄物発生状況、発生場所の整理 ④確保できる資機材・人員等の推定（直営、委託、許可業者） ⑤災害廃棄物発生量の積算 ⑥災害廃棄物仮置場、保管方法の検討・選定 ⑦分別区分・排出方法・排出場所、収集方法、処理手数料等の検討・設定 ⑧避難所の分別区分・排出方法・排出場所等の検討・設定 ⑨収集方法、収集ルート、配車計画等の設定 ⑩生活ごみ収集作業計画の策定 ⑪ごみの排出方法等の広報の実施

¹² 地方自治体が発災後に策定する計画。実行計画には、地方自治体の役割分担、処理の基本方針、発生量、処理体制、処理スケジュール、処理方法、処理フロー等、災害の規模に応じて具体的な内容を示す。

(イ) 応急対応

項 目		業 務 内 容
応 急 対 応 (前 半 ・ 後 半)	1. 収集体制の整備	①施設・機材の応急復旧 ②必要な資機材、人員、燃料、電気等の確保 ③災害時の収集・運搬、処理体制の確立（確立後もごみの排出状況や道路状況等に応じて柔軟に調整する） ④業務再開（3日以内の収集再開をめざす） ⑤広域的な処理体制の検討・確立 ・府、近隣自治体等への応援要請 ・関係団体・民間事業者への応援要請
	2. 仮置場の確保	①仮置場の必要性の検討 ②候補地の所有者や管理者との調整 ③仮置場の指定 ④市災害対策本部での仮置場の決定 ⑤受入可能廃棄物、受入基準の指定 ⑥周辺環境対策、環境モニタリング計画の検討・立案 ⑦周辺住民や市民への説明・周知
	3. 仮置場への災害廃棄物搬入	①仮置場の管理 ②仮置場への災害廃棄物の搬入 ・避難路・緊急輸送道路の障害物を優先的に搬入 ・危険性・公益性等の観点から順次搬入 ・搬入による交通渋滞を考慮し時間帯を調整 ③搬入可能廃棄物、受入基準の順守を指導 ④適正処理、資源化を踏まえ、種類ごとに区分し保管 ⑤火災防止策、環境モニタリング、悪臭及び害虫防止策等の維持管理対策を実施 ⑥仮置場の管理等に係る業務委託 ⑦他都市等の支援の受入準備（担当地区や品目の調整等）
	4. 災害廃棄物処理実行計画などの策定 計画的な収集・運搬、処理の実施	①災害廃棄物処理実行計画に基づき計画的な処理を推進 ②広域的な処理を推進し、処理能力不足を補完 〔処理目標期限内に完了しない場合、関係機関と連携し 仮設焼却炉等の設置についても検討〕 ③市民・事業者・関係先への収集・運搬、処理に関する情報の提供、周知

(ウ) 復旧・復興

項 目		業 務 内 容
復 旧 ・ 復 興	1. 計画的な収集・運搬、処理の実施	①計画的な収集・運搬、処理の継続 ②復旧・復興状況に応じ、災害対応業務を順次縮小 ③平常業務の再開
	2. 仮置場の原状回復	①災害廃棄物の状況及び収集・運搬、処理の状況の分析 ②復旧・復興状況に応じ、仮置場の閉鎖 ③仮置場の原状回復、所有者・管理者へ返却
	3. 国庫補助金申請	①災害廃棄物処理事業費 ②廃棄物処理施設災害復旧費等

イ し尿処理の具体的な処理スケジュール

(ア) 発生直後（初動期）

項 目		業 務 内 容
災害発生直後（初動期）	1. 被害状況の把握	①下水道、流注場の状況 ②職員、施設、車両、委託業者の状況
	2. 被災状況に応じた緊急措置	①処理施設（流注場等）への一時的な搬入規制
	3. 情報収集・関係先への連絡 し尿処理実施計画などの策定	①被災状況の情報収集 ②関係機関、関係団体等への連絡・情報交換 ③下水道・流注場の被災状況、避難状況、停電、断水状況等の情報を整理・分析 ④し尿発生量の積算 ⑤避難場所、避難所等におけるトイレの状況を確認 ⑥確保できる人員・機材等の推定 ⑦備蓄トイレ（組立式）設置、府・関係団体・協定締結事業者への仮設トイレの配備依頼 ⑧区本部の要請に応じ仮設トイレ配備開始（発災後3日以内） ⑨収集方法、収集ルート、配車計画等の設定 ⑩し尿処理・処分計画の策定

(イ) 応急対応

項 目		業 務 内 容
応急対応	1. 処理体制の整備	①処理施設（流注場等）の応急復旧 ②必要な資機材、人員、燃料、電気等の確保 ③災害時のし尿収集・処理体制の確保 ④広域的な処理体制の検討 ・府、近隣自治体等への応援要請 ・関係団体・民間事業者への応援要請 ⑤支援の受入準備
	2. 計画的な収集・運搬、処理の実施	①計画的な処理の推進 ②処理能力が不足する場合は広域的な処理体制を確立 ③支援の受入
	3. 下水道施設の活用	①下水道関係部署、管理者に被災状況等を確認 ②復旧状況・対応等についての調整

(ロ) 復旧・復興

項 目		業 務 内 容
復旧・復興	1. 計画的な収集・運搬、処理の実施	①計画的な収集・運搬、処理の継続 ②広域的な処理の継続 ③復旧・復興状況に応じ、災害対応業務を縮小 ④平常業務の再開
	2. 国庫補助金申請	①災害廃棄物処理事業費 ②廃棄物処理施設災害復旧費等

(8) 道路状況

生活ごみの収集や災害廃棄物の搬送では、道路状況の把握が重要となることから、関係部署から情報収集を行うとともに、現地調査などで、日々変わる状況の把握を行い、適切な収集や送につなげるものとする。

なお、緊急交通網として「重点14路線」及び「高速自動車国道」等が選定され、この緊急輸送道路がまず復旧されることから、災害廃棄物の搬送ルートは、発生場所から指定された仮置場及び処理施設まで基本的に緊急輸送道路を利用することとし、以降の道路啓開の状況をみながら、都度搬送ルートの計画を変更することとする。

(参考) 重点14路線

- ①国道1号 ②国道2号 ③国道25号 ④国道26号 ⑤国道43号
- ⑥国道163号 ⑦国道176号 ⑧国道308号 ⑨国道423号
- ⑩府道大阪池田線 ⑪府道大阪生駒線 ⑫府道大阪和泉泉南線
- ⑬府道大阪高槻京都線 ⑭府道大阪中央環状線

2 災害廃棄物処理に関する方針

(1) 共通事項

ア 災害廃棄物処理の基本方針

災害廃棄物は以下に示す基本方針に従い処理する。また、発災時には方針に沿った災害廃棄物処理が可能となるよう、平時から収集・処理や協力支援体制の整備、機能強化を図っておく。

なお、大規模災害発生時にも、公衆衛生の確保の観点から、適正かつ迅速に災害廃棄物を焼却処理・処分できるごみ処理体制の構築に向け、環境施設組合及びその構成市との連携を図る。

①公衆衛生の確保

災害時は、被災者の一時避難、上下水道の断絶等の被害が想定され、その際に多量に発生する生活ごみやし尿については、公衆衛生の確保を最重要事項として適正かつ円滑・迅速に処理する。

②適正かつ迅速・円滑な対応・処理

地域復興・道路啓開の観点から、災害廃棄物の処理は時々刻々変化する状況に対応し、迅速かつ円滑に行う。

③計画的・効率的な対応・処理

災害による道路の寸断、一時的に多量に発生する災害廃棄物に対応するため、仮置場の適正配置や有効な処理施設の活用・設置等により災害廃棄物を効率的に処理する。
また、災害廃棄物の処理は、関係機関等と連携して、計画的に行うものとする。

④環境に配慮した処理

災害時においても、十分に環境に配慮し、災害廃棄物の処理を行う。特に建築物解体の際のアスベスト飛散防止対策、野焼きの防止、仮設焼却炉等におけるダイオキシン類対策等に配慮する。

⑤リサイクルの推進

災害時に膨大に発生する災害廃棄物を極力、地域の復興等に役立て、廃棄物の資源化を行うことは、処理・処分量を軽減することができ、効率的な処理のためにも有効であることから、建築物解体時から徹底した廃棄物の分別を実施し、災害時においてもリサイクルを推進する。

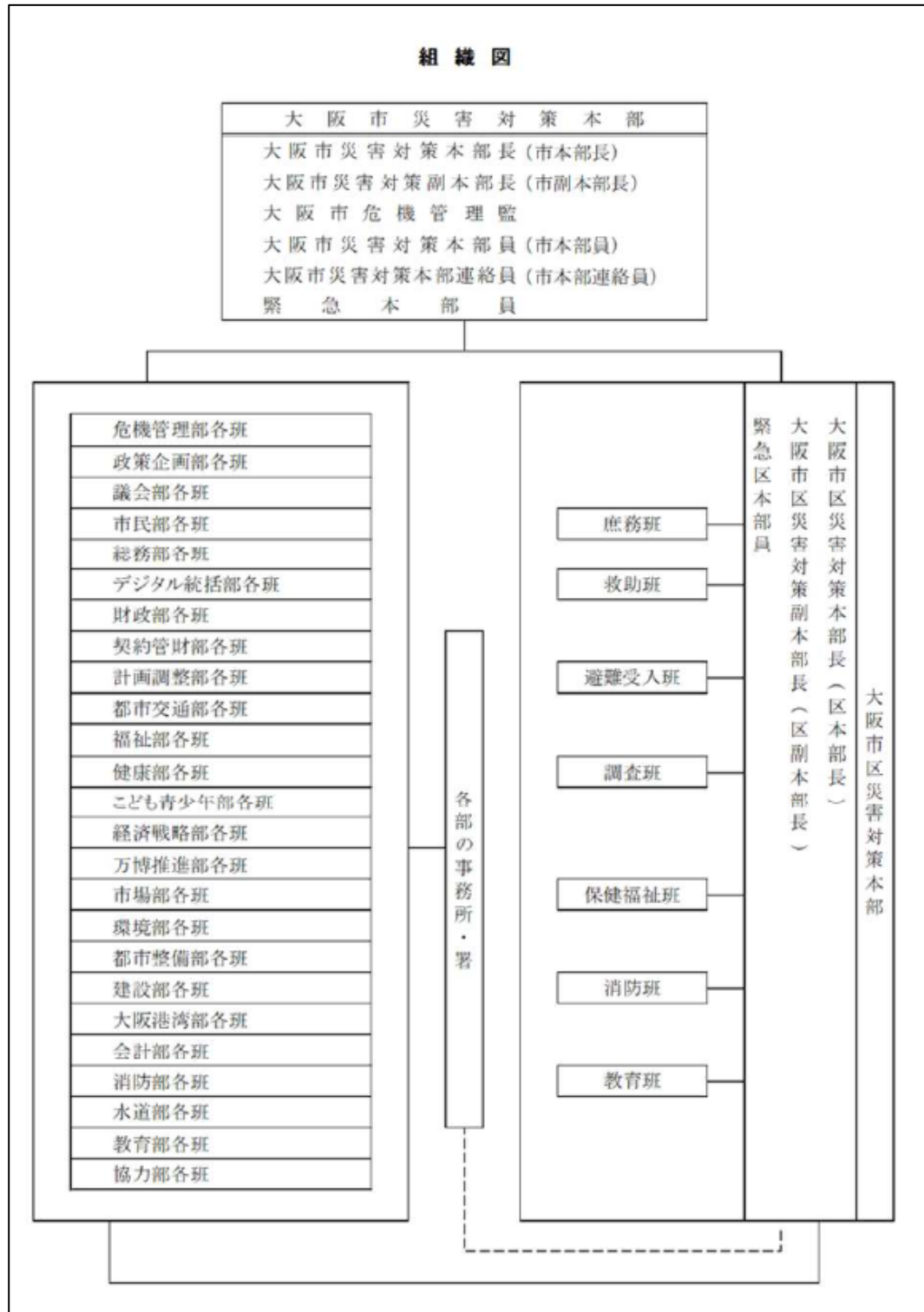
⑥安全作業の確保

災害時のごみ収集業務は、ごみの組成・量の違い、危険物の混入などに伴い、通常業務と異なることが想定されるため、作業の安全性を確保する。

イ 組織体制等

大阪市地域防災計画（令和５年４月）に定める組織体制を示す。

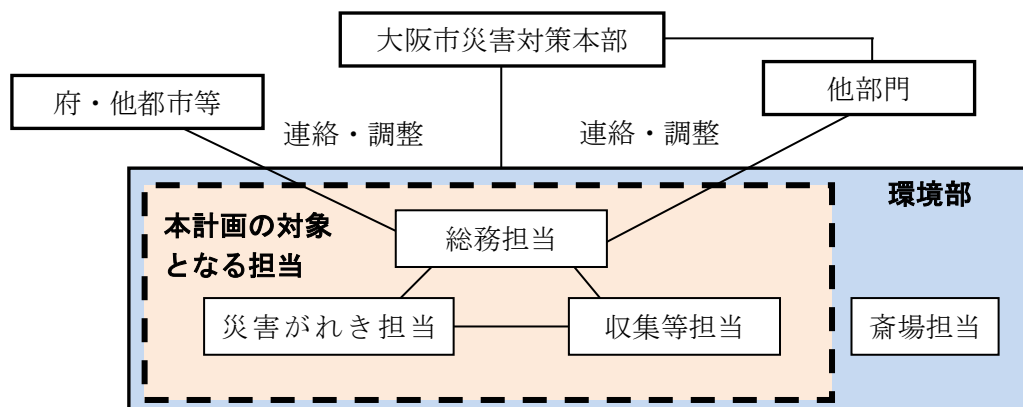
①全庁的組織体制



②災害廃棄物対策にかかる局内組織

大阪市災害対策本部環境部に総務、災害がれき、収集等、斎場の4担当を設置し、関係各課から人員を動員するなど、臨時の体制を組織する。

(7) 組織図



※なお、処理については、平成27年4月から環境施設組合が担当している。

(i) 班の名称並びに分掌事務

各担当に被害状況に応じて次の班を設置する。

担当	班・分掌事務	構成所属
総務担当	総務班（総合調整担当）	総務課
	企画班（実行計画担当）	企画課
	職員班（職員担当）	職員課
	施設管理班（施設管理・がれき撤去関係担当）	施設管理課
災害がれき担当	環境施策班（がれき撤去調整担当）	環境施策課 環境施策課（エネルギー政策担当） 環境施策課（都市間協力担当）
	環境管理班（仮置場管理運営担当）	環境管理課 環境管理課（土壌水質担当） 環境規制課
	環境管理班（産業廃棄物関係事業者指導担当）	環境管理課（産業廃棄物規制担当）
収集等担当	事業管理班（生活ごみ収集作業計画担当、災害廃棄物処理の調整、環境事業センター班の調整・統括担当、仮設トイレ設置・し尿の処理担当）	事業管理課
	家庭ごみ減量班（生活ごみ適正区分・適正処理担当）	家庭ごみ減量課
	一般廃棄物指導班（一般廃棄物関係事業者指導担当）	一般廃棄物指導課
	環境事業センター班（生活ごみ収集輸送担当、管内災害廃棄物処理・調整担当）	各環境事業センター

担当	班・分掌事務	構成所属
斎場担当	斎場霊園班（火葬計画、火葬、葬儀業者の調整、霊園の保守）	施設管理課（斎場霊園担当） 瓜破斎場

(ウ) 職員の教育訓練

業務実施マニュアル等を作成するとともに、研修や訓練により職員がそれぞれの役割に応じて、発災後の時間経過に応じた対応ができるようにする。

また、訓練は環境施設組合など関係先とも共同で行い、平時から災害廃棄物対策における連携を図っておく。

(エ) 環境事業センター

災害発生時には、環境事業センターが地域の状況を的確に把握するとともに、ごみの排出状況や道路状況等に応じて管内の生活ごみ収集作業計画を策定し収集体制を調整するなど、発災後の適正かつ円滑・迅速なごみ収集のコントロールタワーとしての現場機能の確保を図る。

ウ 役割分担

府や環境施設組合、その構成市、その他近隣自治体、協定を締結した関係団体・事業者、受託業者等がそれぞれの役割に基づき、相互に連携を図り災害廃棄物処理を進めるものとする。

業務	災害廃棄物	生活ごみ等	し尿
収集運搬（仮置場）	市（建設部等・環境部） 民間事業者	市（環境部） 民間事業者	—
収集運搬（中間処理施設）	市（環境部） 民間事業者	市（環境部） 民間事業者	市（環境部） 民間事業者
仮置場の維持管理	市（環境部） 民間事業者	市（環境部） 民間事業者	—
仮置場における分別	市（環境部） 民間事業者	市（環境部） 民間事業者	—
中間処理（資源化）	民間事業者	民間事業者	
中間処理（破砕含む）	環境施設組合等	環境施設組合等	市（建設部等）
埋立処分	環境施設組合	環境施設組合	—

エ 協力・支援要請

(ア) 協力要請

災害の規模、災害廃棄物の発生状況の把握により、本市単独での人員・機材では対応できないと判断した場合は、府や環境施設組合、その構成市、その他近隣自治体、関係団体などとの相互応援支援協定等に基づき、支援を要請する。

そのため、平時から協定締結を進めるとともに、締結先との間で具体的な支援内容を定期的に確認して、災害発生時にスムーズに支援を要請できるようにする。

また、環境施設組合の「一般廃棄物処理基本計画」では、環境施設組合¹³は「災害発生時に各構成市と連携し、適切に対処する」こととしている。さらに、「大阪府災害廃棄物処理計画」では、大規模災害発生時には大阪府が被災市町村からの支援要請を取りまとめ、地域内の他の市町村に支援を要請するほか、大阪府内で処理が困難な場合は、環境省近畿地方環境事務所や関西広域連合等に支援を要請することとしている。本市においても、災害時に環境施設組合と連携して災害廃棄物処理に努めるとともに、被害状況や災害廃棄物の発生状況等を継続的に把握し、府とも緊密に連携し、必要に応じて支援を要請する。

(4) 自衛隊・警察・消防との連携

災害廃棄物を撤去する際には、有害物質や危険物質が混在する可能性があるため、その旨を自衛隊・警察・消防等へ伝えるとともに安全確保に努める。また、関係者へ有害物質の保管場所を周知するとともに、優先的な回収・処理を心掛け、二次災害の防止に努める。

(7) 地方公共団体等との連携

近隣自治体だけでなく、より広域的な支援要請が迅速に行えるよう環境省近畿地方環境事務所や公益社団法人全国都市清掃会議、関西広域連合等に自治体間の相互支援体制構築を働きかける。環境省近畿地方環境事務所では、平成29年7月に「近畿ブロック大規模災害廃棄物対策行動計画」¹⁴を策定しており、災害時にはこうした行動計画を踏まえた支援を要請する。

オ 受援体制の検討

他都市等の支援受入れにあたっては、支援部隊が円滑に支援業務に移れるよう、平時から受入体制を検討しておく。

カ 安定したごみ収集体制の確保

大規模災害が発生した際に、市民生活を守るうえで必要な公衆衛生を確保するには、令和6年能登半島地震など他都市事例でも見られるように、発災直後の生活ごみ（特に普通ごみ）・災害廃棄物対応が必要となる。

大規模災害発生時には、建物倒壊や津波などにより、ごみ収集機能の低下が予想されるが、他都市からの支援も発災1～2週間後からとなることが過去の事例より予想される。そのため本市のごみ収集機能の被害予想などをもとに、発災時でも安定したごみ処理体制が確保できるよう平時から対応を進める。

発災直後から、地域におけるごみの排出状況や道路状況に応じて収集計画を策定し収集

¹³ 環境施設組合は、平時において本市の一般廃棄物の焼却を行っているが、焼却工場の老朽化に伴い、順次建替を実施中である。建替後の焼却工場においても、本市の災害廃棄物の焼却を行うこととしており、それを前提として、既存工場の解体・新たな焼却工場の建設を行っている。

¹⁴ 環境省近畿地方環境事務所 https://kinki.env.go.jp/to_2017/post_98.html

体制を調整するとともに、住民・事業者への周知を行うなど、環境事業センター班がごみ収集のコントロールタワーとしての機能を果たす。事業管理班は、各関係先と必要な調整を行うとともに、環境事業センター班を統括し市域全体の適正かつ円滑・迅速なごみ収集に努める。また、関係団体等との協定締結などにより、被災状況に応じて直営収集と業者収集が協力・連携し合える体制をつくる。

(2) 情報収集・連絡調整・広報

ア 関係各署との連携

(ア) 災害対策本部・庁内関係部署との連絡

災害対策本部へ災害廃棄物の処理に関する報告及び同本部からの情報収集を行うほか、災害廃棄物の処理を進めるうえで必要な事項について、各担当部と連絡をとり、情報交換及び対策の調整を行う。

(イ) 府・環境省近畿地方環境事務所、関西広域連合、近隣自治体との連絡

発災後、直ちに大阪府などと情報交換を行うとともに、ごみ及びし尿処理施設の被災状況等を把握し、大阪府、環境省近畿地方環境事務所へ連絡する。また、D.Waste-Net¹⁵（災害廃棄物処理支援ネットワーク）や協定等を活用した広域処理の支援要請等について調整する。

(ロ) 政令市との連絡

政令市の清掃関連部署と連絡をとり、情報交換を行う。

※岡山市との協定「(仮) 災害廃棄物の処理に関する相互応援に関する協定書」

(ハ) 関係団体、廃棄物処理業者との連絡

支援協定を締結している関係団体等と連絡を取り、情報交換及び対策の調整を行う。また、廃棄物処理業者等との情報交換及び連絡調整を行う。

イ 支援の要請

支援の要請及び受入れについて、支援の必要性や要請内容を把握・整理し、災害対策本部や関係先に連絡・調整する。

ウ 住民等への広報

生活ごみや災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に向けて、生活ごみや災害廃棄物の排出・処理に関する情報を関係者、住民に周知するために、次の広報・啓発を行う。

広報方法は、テレビ、ラジオ、新聞等を通じて行うほか、周知ビラ、貼り紙、インターネット、SNS等を同時に利用して周知徹底を図る。

なお、災害廃棄物の適正排出等に係る市民への広報手段、周知啓発手法について平時から検討を進める。

¹⁵ 研究・専門機関や自治体など一般廃棄物関係団体で構成し、発災時と平時の双方において、自治体等の支援を行う。環境省が事務局となって運営している。
http://kouikishori.env.go.jp/action/d_waste_net/

<ごみ関係>

- 生活ごみの排出・分別方法
- 生活ごみの収集日時
- 災害廃棄物の処理方法
- 仮置場の設置状況 等

<し尿関係>

- 備蓄トイレの確保、利用方法 等
- 仮設トイレの設置場所、設置状況
- 仮設トイレの使用上の注意及び維持管理等 等

(3) 生活ごみ・粗大ごみ（片付けごみ）の処理

ア 基本方針

①生活ごみ

- (ア) 平時の収集・処理体制を基本とし、原則として市（又は委託業者）が収集を行う。ただし、被災状況など必要に応じ許可業者との連携による対応を検討する。
- (イ) 原則として平時の処理施設へ搬入する。平時の処理施設への搬入が困難な場合、総務担当を通じて環境施設組合と調整し対応する。そのため、環境施設組合との間で処理施設の状況等に係る情報交換を密に行う。
- (ウ) 焼却施設が損壊、停電、断水等により稼動不能の場合には、その損壊の程度と復旧の見通しを勘案し、一時的な保管（施設復旧後に処理）又は他の市町村に処理の応援を要請する。
- (エ) 道路の不通や渋滞等によって通常より収集効率が低下する地域がある場合には、排出場所、排出日時の変更・指定等を検討する。
- (オ) ごみの分別区分は平時と同様とする。ただし、地震発生直後の初動期や応急対応期はその重要度を考慮して、普通ごみの収集を優先的に行うため、資源ごみ（びん・缶・ペットボトル）や、容器包装プラスチック¹⁶、古紙・衣類については、一時的な収集の休止や区分の変更を検討する。
- (カ) ごみの排出場所や排出日時の変更、分別区分の変更を行う場合は、市の処理方針に応じて排出するよう、住民に協力を呼びかける。
- (キ) 事業系ごみについては、原則として平時と同様に許可業者による収集を基本とするが、被災により収集困難な場合は復旧までの間、市での代替を検討する。

②粗大ごみ（片付けごみ）

- (ア) 平時の収集・処理体制を基本として、委託業者が収集を行うこととするが、委託業者で十分な能力を確保できない場合、市で対応策を検討する。

¹⁶ 令和7年4月から、容器包装プラスチック（ボトル類・カップ・パック類、トレイ類など、商品を入れる容器や商品を包む包装（プラマークが表示されているもの））と製品プラスチックスプーン、フォーク、洗面器、クリアファイル、おもちゃなど100パーセントプラスチック素材でできているものをあわせて、「プラスチック資源」として分別収集する。これにより、本市の分別収集品目は、「普通ごみ」、「プラスチック資源」、「資源ごみ」、「古紙・衣類」になる。

- (イ) 原則として平時の処理施設へ搬入する。平時の処理施設への搬入が困難な場合、総務担当を通じて環境施設組合と調整し対応する。そのため、環境施設組合との間で施設の状況等に係る情報交換を密に行う。
- (ロ) 破碎施設が損壊、停電、断水等により稼動不能の場合には、損壊の程度と復旧の見通しを勘案し、仮置場での一時的な保管又は他の市町村に処理の応援を要請する。
- (ハ) 粗大ごみの発生量、利用できる処理施設の能力、処理期間などを考慮して、増強が必要な場合は、仮置場への臨時的破碎機の導入を検討する。
- (ニ) 粗大ごみは、地震発生後一時的に排出が増大すると予想されるため、収集方法の変更や、地域の被災程度の違いに応じた収集頻度の変更などの対応をとることを検討する。
- (ホ) 住民の直接持込を行う場合、受付にあたっては分別を徹底してもらい、搬入可能なもののみ受け付ける。

イ 生活ごみ・粗大ごみ（片付けごみ）の発生量見込

(ア) 生活ごみ計算式

生活ごみの発生量は、平時と同量とする。

$$\begin{aligned} \text{生活ごみの発生量} &= (\text{人口 (人)} - \text{避難者数 (人)}) \times \text{発生原単位 (g/人・日)} \\ \text{避難所ごみの発生量} &= \text{避難者数 (人)} \times \text{発生原単位 (g/人・日)} \end{aligned}$$

(出典：環境省「災害廃棄物対策指針」【技14-3】)

★想定避難者数

【上町断層帯地震】約34万人 【南海トラフ巨大地震】約53万人¹⁷

★発生原単位（令和5年度実績）

区分	市民一人あたり一日量
普通ごみ	287 g
資源ごみ	22 g
容器包装プラスチック	19 g
古紙・衣類	18 g
合計	346 g

(イ) 生活ごみ・避難所ごみ発生量（日量）

	生活ごみ	避難所ごみ	合計
上町断層帯地震	834 t	119 t	953 t
南海トラフ巨大地震	770 t	183 t	953 t

(ロ) 粗大ごみ（片付けごみ）計算式・発生量

「(7) 災害廃棄物（片付けごみ・建物解体等に伴うもの）の処理 ウ 災害廃棄物発生量の積算」に含まれる。

¹⁷ 地域防災計画では、最大82万人と規定されているが、備蓄物資の想定とする避難所生活者は約53万人と想定されている（「大阪市避難所運営にかかる備蓄計画」P.9）

ウ 生活ごみ・粗大ごみ（片付けごみ）の処理計画

(ア) ごみ収集・運搬体制

- ・災害発生時は、避難所が開設され、避難した人の生活から排出されるごみの収集が必要となる。避難所で排出されるごみの収集は、平時のごみ収集ルートに避難所を組み込んで行う。
- ・収集ルートは平時のルートを基本とするが、収集機材の被災や道路の不通等により収集効率が低下することを考慮して、可能な場合は、収集車を平時より増車することや昼夜間収集など対応策を検討する。
- ・粗大ごみ（片付けごみ）は、被災状況に応じて一定期間大幅に増加するため、必要に応じて、市が指定する日時・場所への持出し協力など収集方法の変更を検討する。なお、収集方法の変更の有無にかかわらず、粗大ごみ（片付けごみ）の排出方法等については、住民に広報する。
- ・道路啓開に影響を及ぼしている粗大ごみを優先的に収集する。
- ・この他にも前述の粗大ごみに係る基本方針を踏まえ収集体制や作業計画を検討する。

(イ) 処理施設

環境施設組合との間で破砕施設や焼却施設の状況等に関する情報交換を密にし、搬入先を検討して災害廃棄物処理実行計画に反映する。施設が稼働不能の場合には、損壊の程度と復旧の見通しを勘案し、一時的な保管又は他市町村への処理の応援要請等を検討する。

(ロ) ごみ処理の流れ

ごみ処理の流れは、原則として平時と同様とする。

粗大ごみ等災害廃棄物の増加に対応するため、仮置場を設け、一時的に保管した後、順次処理を進める。仮置きにあたっては分別を徹底するほか、二次災害防止のため、木くずや畳などの温度上昇と適正処理が困難な廃棄物の管理に注意する。

生活ごみは生ごみを含むため、収集後仮置きはせずに速やかに焼却処理をする。

(4) 排出禁止物の処理

ア 排出禁止物の範囲

排出禁止物は、災害時における建物の解体撤去及び一般家庭から排出される廃棄物のうち、次のものをいう。

区分	品目の例示
有害性のある物	硫酸・硝酸等の劇薬、殺虫剤・消毒薬等の農薬、水銀等
危険性のある物	ガスボンベ、消火器、自動車用バッテリー、鋭利な物等
引火性のある物	ガソリン、灯油、シンナー、廃油、油性塗料等及びそれらの残留した容器類、花火、金属粉、マッチ及びライター等
著しく悪臭を発する物	動物・魚等の残渣物、ふん尿等

区分	品目の例示
特別管理一般廃棄物	エアコン・テレビ及び電子レンジに含まれるPCB使用部品、感染性廃棄物等
その他本市が行う一般廃棄物の収集若しくは運搬若しくは本市が搬入を行う処理施設における処分を著しく困難にし、又は当該処理施設の機能に支障が生ずる物	オートバイ、ミニバイク、金庫（手提げ金庫を除く）、ピアノ、自動車用タイヤ等

イ 排出禁止物の処理方針

- ・産業廃棄物に該当するものは、平時と同様に事業者の責任において処理するものとする。
- ・排出禁止物は、災害発生時に排出の増加が予想されるため、初期段階からその適切な処理方法等を住民に広報する。また、相談窓口を設け、平時の対応と同様に業者への引取り依頼などの適切な方法を指導する。
- ・家電リサイクル法による家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は、平時同様に事業者を引き渡すよう指導する。
- ・仮置場でも排出禁止物は受け入れない。なお、不法投棄等で市が排出禁止物を一時保管する場合には、専用の保管場所を設けて適切に保管する。

ウ 適正処理困難物の処理

災害時に排出される可能性のある適正処理が困難な廃棄物は、次の対策を講じる。なお、個別の処理については、環境省「災害廃棄物対策指針」【技24-14 廃石綿等・石綿含有廃棄物の処理】、【技24-15 個別有害・危険製品の処理】等を参照する。

①アスベスト

アスベストを使用した建築物の解体作業の際は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（平成29年9月。以下「アスベスト取扱いマニュアル」という。）を参照し、アスベストの飛散防止措置を講じるよう解体業者に指導する。

②PCB

一般家庭から粗大ごみとして排出されるPCBを含む家電製品は、市が収集した後、含有部品の回収を関係団体に依頼する。

③フロン類

冷蔵庫・冷凍庫、エアコンに含まれるフロン類は家電リサイクル法に基づき製造業者等がリサイクルする際に併せて回収・処理することになる。

市が回収した冷蔵庫等は、同法に基づき製造業者等に引き渡すか、廃棄物処理法に定める廃棄物処理基準に従って処理されることになっており、これらに沿ってフロン類の適切な回収を行う。

④トリクロロエチレン等

産業廃棄物として、事業者の責任において処理するよう指導する。

⑤ C C A 処理木材

解体撤去の家屋に C C A 処理木材が使用されている場合は、解体事業者は解体作業着手前に市に報告するよう指導する。解体業者は適正な方法により解体撤去し、適正な設備を有する廃棄物処理施設で焼却処理する。

⑥ 感染性廃棄物

平時同様、排出者の責任において処理する。災害時に設置される救護所等で発生するものは救護所を担当する医師と本市が協議し、適切な処理方法を確保する。

⑦ カセット式ガスボンベ、スプレー缶

使い切ってから排出するよう広報する。

⑧ 本市で収集しない廃棄物（消火器、金庫など）

販売店等に引取りを依頼するよう広報する。対応方法について、広報により周知徹底を図るとともに、相談窓口を設け、適正な廃棄・処理を推進する。

(5) ふれあい収集

ア 基本方針

生活ごみ、粗大ごみの処理と同様とする。

イ 実施計画

(7) 対象世帯等への連絡

- ① 各環境事業センターにおいて電話の通話が可能な場合は、ふれあい収集対象世帯（以下「対象世帯」という。）への電話連絡により安否確認、被災状況の確認を行い、対象世帯が電話に出ない場合は、ふれあい収集申込み時に対象世帯と確認している緊急連絡先に電話連絡し、確認を行う。
- ② 緊急連絡先への電話連絡でも確認できない対象世帯がある場合や、災害発生後、電話の通話不能な状態が続き、安否確認ができない場合は、各環境事業センターにおいて体制が整い次第、収集対象世帯を訪問し安否確認、被災状況の確認を行う。

(4) ごみ収集、運搬体制

- ① (7)により、安否確認ができ、避難することなく平時の場所にごみを排出する対象世帯を把握して収集ルートを設定し、収集を行う。
- ② 災害発生時は避難所が開設され、ふれあい収集対象世帯がこれら避難所に避難している場合は、他の避難している人と同様に、平時の生活ごみ処理ルートに避難所を組み込んで収集を行う。

(6) 仮設トイレ等の設置・し尿の処理

ア 仮設トイレ等の設置

(7) 備蓄トイレ¹⁸の設置

大阪市地域防災計画では、大規模災害時は初期的には応急措置（3日を想定）として本市備蓄トイレで対応し、その後区本部等の要請により、レンタルの仮設トイレを必要数設置することとなっている¹⁹。また、災害時避難所数のバリアフリータイプの組立式（テント）トイレ²⁰を備蓄しているほか、建設局において広域避難場所を中心にマンホールトイレを整備している。

災害発生時に、仮設トイレを確保するまでの間、速やかに避難場所・避難所等に備蓄トイレを設置する。

(4) 仮設トイレの設置

被災直後は津波浸水や液状化の可能性が高い地域において、下水道の機能支障が想定されることから、それらの地域で必要な仮設トイレ等について災害初日に把握し、区本部と調整し、備蓄トイレで対応できる3日以内に仮設トイレを設置する。

仮設トイレは大阪府に配備を依頼し、大阪建設機械リース協同組合が大阪府を通じて配備する。

また、本市では、大規模災害時に必要となる仮設トイレは最大8,000基と見込んで民間事業者等と協定を締結しており、協定を締結した業者へ配備を依頼する。

万が一、必要な数の仮設トイレが確保できない場合、関西広域応援・受援実施要綱に基づき、仮設トイレ確保の府県間調整が迅速に行われるよう調整する。

イ し尿の処理

(7) 仮設トイレ等の維持管理

仮設トイレ等のし尿の処理については、平時の収集・処理体制を基本として、市内収集業者が収集を行い、中浜流注場で処理する。

また、市内収集業者で収集能力が不足する場合、避難所等に設置された仮設トイレ等からのし尿等の収集については、府が「災害時団体救援協定書（災害し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬）」（大阪府と大阪府衛生管理協同組合が平成16年8月30日締結）に基づき、大阪府衛生管理協同組合に支援協力を要請するので、本市は府に対して、し尿の収集運搬の協力を要請する。

収集頻度については、仮設トイレ等の容量や衛生保持等を勘案して設定する。

(4) 収集処理対策の実施

市の所有するし尿処理の能力は次のとおりである。

・中浜流注場

処理方式 前処理＋し尿圧送設備

¹⁸ 本計画では、本市が所有・管理している災害用トイレを「備蓄トイレ」と表現する。具体的な種類は、簡易トイレ（凝固剤で固めるもの）と組立式トイレがある。

¹⁹ 大阪市地域防災計画〔対策編〕P.173

²⁰ 組立式トイレ備蓄数：611基（令和7年3月現在）

処理能力 80kl／日

地震発生後、中浜流注場は、建物や受入槽、貯留槽、ポンプなど付帯設備の損壊、電気系統の確保状況や配管の点検を行い、損壊あるいは支障が認められる場合はその状況を速やかに事業管理班に報告する。

中浜流注場は稼働不能であるが、下水処理機能が確保されている場合は、し尿処理方法等について下水道担当と調整する。

中浜流注場のみでの処理が困難な場合には、周辺市町村等へ支援を要請する。

(7) 災害廃棄物（片付けごみ・建物解体等に伴うもの）の処理

ア 基本方針

大規模災害時には、地震・津波に伴い建物等の倒壊・破損・焼失等で大量の災害廃棄物が発生し、道路を寸断するなど、社会生活に様々な支障を引き起こすことから、これらの災害廃棄物を速やかに撤去し、再利用、焼却、埋立等の処理処分を迅速かつ適切に行う必要がある。

①処理の効率化、リサイクルの向上のため、次の6区分に分別することとし、解体撤去時から分別の徹底を図る。

○木くず

○木くず以外の可燃系廃棄物

○コンクリートくず

○金属くず

○その他不燃系廃棄物

○混合廃棄物

②再利用・再資源化、中間処理あるいは最終処分するまでに、一時的に保管するための仮置場を確保し運用する。

③仮置場での分別の徹底や、民間再資源化施設の活用により、再利用・再資源化を可能な限り推進し、最終処分量の削減を図る。また、地域復興などに再生資材を活用し、迅速な処理とリサイクル率の向上が図られるよう関係先と調整する。

イ 仮置場の選定及び設置条件、管理運営

仮置場では、災害廃棄物の長期にわたる仮置き、仮設処理施設による再資源化や処理等を行うほか、中継基地としての機能も有するよう、処理施設や最終処分場との連携を図り設置する。

仮置場は、市民の避難場所や応急仮設住宅建設場所などの確保を最優先に行った後、災害廃棄物の発生状況から必要と判断される場所（必要面積）を、公有地を中心として計画的に選定、確保するものとする。また、状況に応じて民有地などの活用も検討する。

大規模災害の発生時には、仮置場を迅速に確保できるよう、平時から候補地を検討し、関係先と調整しておく。

なお、市地域防災計画では仮置場の場所については、必要時に市災害対策本部において

選定することとされている。

(7) 仮置場の選定基準及び管理運営等

収集した災害廃棄物を仮置きし、広域処理等も見据えた中間処理（焼却・破碎等）あるいは再資源化处理等を行う場所として仮置場を設置する。

敷地面積や出入口を広く確保でき、幹線道路からのアクセスが良く、広い搬出入道路が確保できる場所が望ましい。

また、状況によっては仮設の焼却施設や破碎施設を設置することから、生活圏から一定距離があり、環境への影響が少ない場所が望まれる。

【仮置場選定基準】

- ①3,000 m²以上あること（車両による搬入・搬出、重機による選別等を行うため）
- ②住宅に近接していないこと（騒音、振動のほか、ほこり等が発生するため）
- ③2車線以上の道路に接道していること（大型車両により搬出するため）

(4) 仮置場（候補地）

公有地において仮置場に利用できる可能性のある土地としては、次のような場所が考えられる。

- ①既存廃棄物処分場（北港処分地）
- ②未利用地
- ③野球場・公園等
- ④行政財産目的外使用許可（使用料減免）を行っている土地

※公園や緑地については、樹木等のため利用場所が限定されることも考えられる。また、応急仮設住宅建設候補地、車中泊避難所用スペース、避難場所や後方支援活動拠点やヘリポートなどの防災機能も有しているため、利用については、災害発生時の状況等を踏まえ、検討することとなる。

※発災時には、被災状況や災害廃棄物の発生状況等を踏まえ、こうした土地の中から市災害対策本部において仮置場の場所等を決定する。

ウ 災害廃棄物発生量の積算

○各災害ごとの災害廃棄物発生量積算結果 （単位：t）

	上町断層帯 地震	南海トラフ 巨大地震	大和川 計画規模	大和川 想定最大規模	淀川 想定最大規模
災害廃棄物全体量	25,444,011	20,934,132	885,799	2,953,602	4,338,388
片付けごみ ²¹ 発生量	691,750	740,150	206,706	300,192	299,629

※各積算の詳細は参考2を参照。

²¹ 片付けごみは、発災初動期に排出される粗大ごみで、その発生量の積算は、発災後当面必要となる仮置場面積を求めるために使用する。災害廃棄物全体量に含まれる。

エ 仮置場の必要面積

○各災害ごとの仮置場必要面積

(単位：㎡)

	上町断層帯 地震	南海トラフ 巨大地震	大和川 計画規模	大和川 想定最大規模	淀川 想定最大規模
災害廃棄物全体	8,327,000	6,851,170	301,977	1,006,910	1,478,996
片付けごみ	254,690	272,510	105,702	272,510	153,219

※仮置場面積は発生した災害廃棄物の処分を3年で完了することを前提として試算している。))

※各試算の詳細は参考3を参照

オ 災害廃棄物の処理

大量に発生する災害廃棄物を適切に処理するために

○市内の未利用地、公園などから、仮置場として利用できる可能性のある土地を予め検討しておく。

○災害廃棄物を災害復興資材に利用するとともに、大阪港内の埋立材としての活用について検討する。

- ・東日本大震災では、コンクリートがら等の不燃物は復興資材として、また、木くず等は破砕し燃料として利用するなど最終処分量の削減が図られており、災害廃棄物の81%、津波堆積物の98%が再生利用されている。

- ・阪神淡路大震災では、コンクリート系廃棄物について早期に海面埋立利用材として、再利用されている。〔参考1を参照〕

○国や大阪府、関係団体等へ支援・広域処理を要請する。

○仮置場の場所等については、必要時に市災害対策本部で決定する。

○関係団体等と災害廃棄物の処理に関する協定を締結するとともに、環境省近畿地方環境事務所や大阪府などとの間で、平時から広域処理のネットワーク構築を進める。

(7) 災害時の処理対策

○分別品目ごとの対策

① 木くず

木くずはチップ化など再利用・再資源化を図るため、民間の再資源化業者を確保し、積極的に活用する。民間の施設確保が困難な場合は、仮置場に仮設処理施設の設置を検討する。また、再資源化が困難な場合は焼却による処理を行う。

② 木くず以外の可燃系廃棄物

木くず等の再資源化以外の可燃系廃棄物は焼却処理する。環境施設組合の処理施設で不足する場合は、民間処理施設や他市町村等へ応援要請をする。

また、民間処理施設での処理や広域処理等を行っても処理目標期限内の処理完了

が見込めない場合は、関係機関と連携し仮設焼却炉の建設なども検討する。

③ コンクリートくず

コンクリートくずは、再利用・再資源化を図るため、民間処理施設の確保を図る。民間の施設確保が困難な場合には、仮置場に仮設処理施設（破砕機）の設置を検討する。

④ 金属くず

金属くずは、金属再資源化業者に引取り依頼することを原則とし、依頼先業者の確保を図る。

⑤ その他不燃系廃棄物

陶器くず、ガラスくず、瓦くずなどの混合物は再資源化が困難なため、極力、破砕により減容した後、埋立処分を行う。また、処理能力確保のため、必要に応じ仮置場に臨時的仮設処理施設（破砕機）を設置する。

⑥ 混合廃棄物

混合廃棄物は、極力、再選別し資源化を図った上、残った可燃物は焼却後埋立処分し、不燃物は埋立処分する。

○その他の対策

① 周辺環境対策

仮設処理施設を設置する場合は、広さや周辺の立地条件等を考慮し、施設の能力等について検討するとともに、適切な環境対策を講じ、粉じん、騒音、振動等による周辺環境への影響に配慮する。

② その他

市での実施が困難な業務については委託で対応する。

(4) 解体撤去

① 解体撤去時の分別

災害廃棄物処理の効率化、リサイクルの向上を図るため、解体撤去時は次に示す分別区分に従って分別し、搬出車両に積み込む。分別を徹底し、混合廃棄物の発生量を最小限に抑える。

- ・木質系（柱、板等）
- ・金属（鉄筋、鉄骨、サッシ等）
- ・コンクリート（30cm程度以下）
- ・可燃物（紙、畳、布団等）
- ・その他不燃物（瓦、レンガ、ガラス、アスファルト、土砂、石等）
- ・以上を最大限分別した後の混合廃棄物

② 解体撤去時の周辺環境対策

解体撤去時は周辺環境に及ぼす影響を最小限にするよう、次の事項を配慮し、対策を講じる。

- ・解体時の騒音、振動の抑制に配慮する。
- ・解体時の粉じんの発生を最小限に抑える。

- ・アスベストを使用した建築物の解体撤去の際は、アスベスト取扱いマニュアルに従って、アスベストの飛散防止措置を講じる。

③ 搬出・運搬の指針

- ・搬出・運搬時の分別の保持

解体時に分別されたものは、その分別を保って搬出し、分別区分ごとに定められた仮置場へ搬入する。分別が不十分なものは、仮置場への搬入を認めないものとする。

- ・指定運搬ルートへの遵守

市が地区ごとに仮置場までの搬入ルートを定めた場合は、これを遵守して運搬する。

④ 搬出・運搬時の廃棄物の飛散、落下の防止

運搬中に廃棄物が落下、飛散しないように配慮して積載する。必要に応じて荷台に幌、シートをかぶせ、運搬中の飛散、落下を防止する。

⑤ 仮置場での搬入指示の遵守

仮置場入口及び場内では搬入車両向けに掲示された指示などに従って搬入する。

⑥ 搬出・運搬時の周辺環境対策

アスベストを含む解体材の搬出・運搬は、廃棄物処理法及びアスベスト取扱いマニュアルに従って、密閉、飛散防止措置を講じ、適正な搬出・運搬を行う。

(7) 仮置場の運用計画

① 仮置場での受入条件

- ・仮置場に受け入れる廃棄物は、市の事業として解体撤去した建物から発生する廃棄物に限る。それ以外の廃棄物に関しては本市の承諾を得ること。
- ・仮置場入口で市が発行する搬入許可証の提示を求め、市の発注により解体撤去した建物の解体ごみであることを確認した上で搬入を認める。
- ・搬入許可証の提示がないなど、発生場所が不明確な場合は搬入を認めない。
- ・分別がされていない、あるいは分別が不十分な場合は搬入を認めない。これら分別が不十分な廃棄物は再度分別を要請する。

② 仮置場での分別保管

- ・仮置場内に分別区分ごとの受入区域を設定する。

③ 仮置場での搬入・搬出管理

- ・各仮置場では日報を作成し、搬入台数、ごみの種類別の搬入量、中間処理量、搬出量等を記録する。
- ・受付では各搬入車両の書類確認、積載物のチェックを行う。

④ 仮置場での安全保管対策

- ・仮置場での廃棄物の積み上げ高さは5 m以下とする。積み上げる際は重機を用いて廃棄物を安定させ、崩落を防ぐ。
- ・木くず及びその他の可燃物の仮置きは、火災が発生しないよう適切な対策を講じるとともに、仮置場には消火器等を設置する。

⑤ 搬入時の車両の誘導

- ・仮置場の入口及び場内に場内ルートを示す地図を掲示するなどにより、搬入車両の円滑な動きを誘導する。
- ・場内ルートを整備し、標識などを設置して交通事故の防止を図る。
- ・円滑な搬入を図るため、必要に応じて仮置場に車両誘導員を配置する。

⑥ 周辺環境対策

- ・仮置場における作業が周辺環境へ影響を及ぼすことを防止するため、必要に応じ周囲に飛散防止ネット・防音シートの設置を行う。
- ・仮置場の入口周辺で車両が渋滞する場合は、騒音や排気ガスによる周辺住民への影響を防止するよう適切な対策を講じる。
- ・廃棄物の積降ろし及び積上げの際に粉じんの発生が著しい場合は、散水により粉じんの飛散を抑制する。場合によっては臭気対策として消臭剤の散布を行う。また降水時の排水への対応を行う。
- ・仮置場での作業は、立地環境等に十分注意し、振動、騒音等による周辺への環境を考慮して、深夜、早朝の作業は極力控えるなどの対策を図る。
- ・周辺環境への影響については、調査計画を作成して適切な頻度で環境モニタリングを行い、結果を記録する。また、問題がある場合は、適切な対策を講じる。

(エ) 再利用・再資源化施設、処理施設、処分場への搬送

仮置場から再利用・再資源化施設、処理施設及び処分場への廃棄物の輸送は、市又は委託業者の所有する車両により行う。

(オ) 災害廃棄物の処理

災害廃棄物は、復旧・復興時に可能な限り資材として活用することを念頭に、復興計画や復旧事業の進捗にあわせて、分別・処理・再資源化を行う。なお、災害廃棄物のうち環境施設組合で処理できるものについては、同組合で対応する。最終処分場については、北港処分地やフェニックス処分場などの活用を検討する。

(カ) 広域処理の要請

前述のとおり、災害廃棄物の発生量によっては十分な仮置場の確保が困難となることも予想されるため、こうした場合は大阪府や環境省近畿地方環境事務所、関西広域連合へ広域処理等について要請を行う。

3 計画の見直し

本計画について、大阪府や周辺自治体、関係団体などと共有化を図るとともに、災害時における連携・協力体制を構築、継続していく。また、災害に対する意識向上や災害廃棄物の処理に関する研修や訓練等の実施に取り組み、平常時からの大規模災害への備えを行う。

災害廃棄物処理に関する知見・技術や社会的状況は今後も変化していくと考えられ、また、関係団体との連絡・連携体制等も状況に応じて修正し、より強化していくことが必要である。

そのため、状況の変化に応じて、また、国の計画や指針、大阪市の地域防災計画等の関連計画の改定を踏まえて、本計画の内容の再検討を行い、必要に応じて本計画の見直しを行う。